報道関係者 各位

令和4年2月2日 (照会先)

全国健康保険協会山形支部

企画総務グループ 佐藤 電話:023-629-7226

山形支部の令和4年度健康保険料率が決定

~インセンティブ制度2位の好成績が保険料率を大きく軽減~

平成20年10月に設立した全国健康保険協会(協会けんぽ)では、都道府県単位の医療費を反映した健康保険料率を設定しており、保険料率は毎年見直しが図られます。この度、協会けんぽ山形支部の令和4年度の健康保険料率が2月1日厚生労働大臣の認可を受け決定いたしましたので公表いたします。

山形支部の令和4年度の健康保険料率は、令和3年度より0.04%引き下げとなり9.99%となりました。全国平均である10%を下回るのは5年ぶりのこととなります。

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康に関するお取組みに応じて保険料率が変わるインセンティブ制度を導入しており、令和4年度の保険料率の決定にあたっては、令和2年度のインセンティブ制度の成績が総合2位であったことから、保険料率が大きく引き下げられております。(インセンティブ制度においては、前々年度の結果をもとに当年度の保険料率を加減算する制度です)

なお、健康保険料率が全国で最も高い支部は佐賀支部で11.0%、最も低い支部は新潟支部で9.51%となっており、その差は1.49%に広がりました。

また、介護保険料率は全国一律で1.64%となっております。

山形支部 健康保険料率

令和3年度 **10.03**% 0.04%減



令和4年度 **9.99**%

健康保険料率の推移

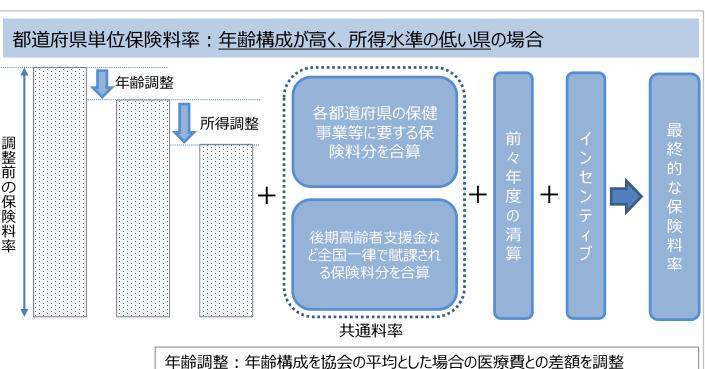
(%)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
全国平均 健康保険料率				10.00			
山形支部 健康保険料率	10.00	9.99	10.04	10.03	10.05	10.03	9.99 1

都道府県単位保険料率の設定のイメージ

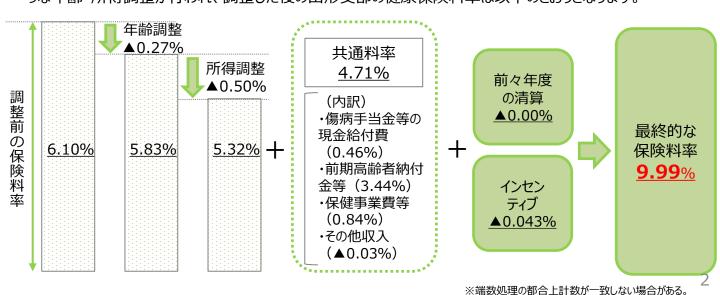
都道府県単位保険料率の設定にあたっては、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなり ます。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなります。

そのため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行います。



所得調整:所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

山形支部においても、上記「年齢構成が高く、所得水準の低い県」の事例に該当しますので、上記と同じよ うな年齢・所得調整が行われ、調整した後の山形支部の健康保険料率は以下のとおりとなります。



インセンティブ制度の概要

このたび山形支部の健康保険料率が5年ぶりに全国平均の10%を下回った要因として、山形支部のインセンティブ制度の成績が良好であったことが挙げられます。

インセンティブ制度とは、各支部一律にインセンティブ(報奨金)の財源となる保険料率を加算し、その財源をもとに、健康づくりに関する5つの評価指標で支部毎に評価し、全国上位23支部までに該当した支部については、得点数に応じてインセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率が引き下げられる制度です。

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与するもの。

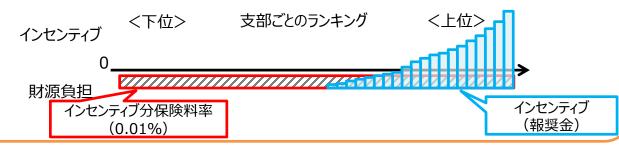
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%を盛り込む。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。 平成30年度の実績(令和2年度保険料率):0.004% ⇒ 令和元年度の実績(令和3年度 保険料率):0.007% ⇒ 令和2年度の実績(令和4年度保険料率):0.01%(※)
 - (※)令和2年度の実績にかかる料率については、新型コロナウイルスの影響から0.007%へ据え置きとなりました。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に 応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

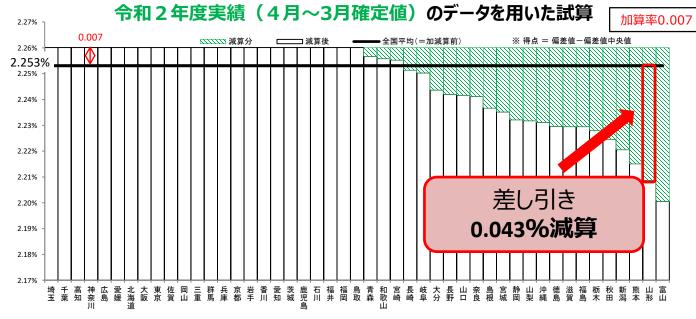
【制度のイメージ】



令和2年度インセンティブ制度の山形支部の結果について

インセンティブ制度における5つの評価指標は下表のとおりであり、令和2年度の山形支部の総合順位は2位となり、前年度の3位から更に順位を上げました。このインセンティブ制度において、山形支部は制度の原資として約6,100万円支出することとなりますが、総合成績が2位だったことに伴い約4億4,400万円の報奨金(インセンティブ)を受けられることとなりました。これは、差し引き約3億8,400万相当の報奨金(インセンティブ)を受けられるということであり、これを料率で表すと、差し引き0.043%分減算されたこととなります。このことが、令和4年度において全国平均の健康保険料率10%を下回った要因の1つとなっております。

評価指標	順位 (前年度順位)		
【指標1】特定健診等受診率	1位	(1位)	
【指標2】特定保健指導実施率	9位	(29位)	
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	10位	(15位)	
【指標4】要治療者の医療機関受診率	16位	(8位)	
【指標 5 】後発医薬品使用割合	3位	(7位)	
総 得 点	2位	(3位)	



【インセンティブ制度における山形支部の加算額・減算額(単位:百万円)】

加昇額 			加減昇額 ————————————————————————————————————	
61 (0.007%相当)	444 (0.051%相当)	\Rightarrow	384 (0.043%相当)	※端数処理の都合上計数 が一致しない場合がある。 4

令和4年度 介護保険料率

介護保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法第160条第16項で法定されています。

そのため、令和4年度については、令和3年度末に見込まれる剰余分(227億円)も含め、単年度で収支が 均衡するよう、1.64%としております。

令和3年度

0.16%減

令和4年度

1.80%

 \Rightarrow

1.64%

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

介護保険料率 =-

介護納付金の額 - 国庫補助額等

介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の総報酬額総額の見込

保険料率変更に伴う影響額

保険料率の変更に伴い、以下のとおり保険料負担額が変わります。

○令和4年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

<山形支部の平均標準報酬月額260,000円の場合>

(健康保険料)

〔年額〕 1,248 円 (312,936円 → 311,688円)の**負担減**

〔月額〕 104 円 (26,078円 → 25,974円)の**負担減**

(介護保険料)

〔年額〕 4,992円(56,160円 → 51,168円)の**負担減**

〔月額〕 416円 (4,680円 → 4,264円)の**負担減**

このように、令和4年度の山形支部の健康保険料率につきましては、加入者の皆様の健康に関するお取組みに応じて保険料率が変わるインセンティブ制度の影響により、大きく保険料率が軽減され、全国平均である10%を下回りました。つきましては、山形支部保険料率及びインセンティブ制度の結果等につきまして、是非各種報道機関様におかれましてもお取り扱いいただきますようよろしくお願い申し上げます。